

令和3年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和4年1月7日

1月7日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
6番	遠	藤	宏	7番	寺	島	美	幸		
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 石 毛 明 子

農地班長 滑 川 典 文 主 査 玉 造 浩 之
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、8番 片野壽夫委員、10番 富澤克彦委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について。下記の

とおり農地法第3条の規定による許可処分の取消願の提出があったので、許可処分の取消について審議を求める。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

ページは1ページです。

整理番号1番について、令和2年9月7日に農地法第3条の許可を受けましたが、譲受人の都合により許可処分の取消願の申請となったものです。

以上、1件であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る、12月23日（木曜日）午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の規定による許可処分の取消願いは1件であります。

案件については、書類等により審査を行った結果、農地法第3条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 整理番号1番について、9番 海老澤 武委員。

9番 この取消願は、令和2年9月7日に、農地法第3条の許可により、祖父・孫間の贈与による所有権移転を受けた申請地ではありますが、譲受人の都合により取消願が提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求め。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、2ページから4ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、3番、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号2番、譲渡人が相続財産処分のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号4番は、祖父・孫間の贈与であり、孫である農業後継者に所有権移転をするものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第3条の案件は4件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番について、熟田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と売買による所

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、5ページで整理番号は1番です。

整理番号1番、転用目的は駐車場用地の恒久転用予定ですが、地区内の農業用管水路工事期間中は、一時転用にて使用することとしており、工事期間延長にともなう一時転用期間延長の申請です。

なお、議案第5号整理番号6番と関連案件となります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件です。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、6ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は、建設発生土による農地造成で、一時転用の申請です。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請地の農用地区分は、農用地区域内の農地であります。

本申請地については、令和3年4月7日の総会において、今回の申請者である〇〇〇〇氏に、〇の〇用としての〇〇用地として、農地法第3条の賃借権許可が発出されております。

なお、〇〇氏は、〇〇〇年〇月〇日に〇〇〇から転入し、香取市〇〇で〇〇〇の〇〇経営を営んでおります。

転用事業については、これまで他法令との整合性を十分に検討し、審議を行ってきていたわけですが、本件についての農地法以外の他法令においての申請手続きとして、本日の農地法の審議に先立ち行われました、千葉県土砂等の埋立等に関する指導指針第4条に基づく事業者説明が、令和3年5月31日に、事業者であります〇〇氏・事業者代理人の〇〇〇氏および市関係部署で行われておりますので、その状況について、述べさせていただきます。

千葉県土砂等の埋立等に関する指導指針第4条に基づく、事業者および事業者代理人からの本事業の市への内容説明において、

(Q) 地元区長や市から協定等についての申し出があった場合、締結については、努めるとしたことについて、その回答としましては、

(A) 県の条例で協定まではうたわれていない。工事にともなって破損等生じた場合は、事業者責任において対応することは心得ている。との回答となっております。

(Q) 事業内容の説明について、地域住民へは、直接の説明会ではなく、文書回覧となった経緯、また、その経緯についての県への説明、それに対する県の指導については、

(A) 令和3年5月8日に、区長回覧でお願いした経緯については、コロナ禍であり、国からも不要不急の外出は自粛するよう求められているためである。このことは、県にも報告してあるが、県の指導要綱の中で集めてやれということであれば県から文書でいただきたいと県には申し立てである。その後、県からは回答がないため、このまま進行しても了解がされたものと理解している。と回答しております。

(Q) 地元〇地区からは説明会に開催してほしいとの相談を市が受けている。もう一度、地元〇地区と協議していただきたい、とのことについては、

(A) 私からは回答できない。コロナ禍における責任がとれないため、県または市からの文書での指示がない限り、こちらから人を集めての開催はできない。との回答であります。

(Q) 今回の話はこの内容で県に報告することとなる、については、

(A) 構わない。と回答でございます。

(Q) 地元から直接事業者の説明会を開催してほしいと要望があった場合の対応については、

(A) 開催はできない。これは指導指針であり、法令ではないのでそこまではできない。個人々人からの問い合わせについては対応する。と回答でございます。

その他回答

水質・土質検査の実施については、県条例に基づき実施する。

水道管路の養生については、敷き鉄板の敷設をする。

市水道課が、水質・土質の検査をすることは問題ない。

赤道の下に水道管が埋設されているが、その保全については、境界から4～5m離れているので問題ない。

砂利道にわだちができたなら補修を行う。また、鉄塔から先は鉄板を敷設する。

道路の養生・補修については、協議書で対応する。

搬入のダンプは市内業者ではなく、都内業者となるが、大手ゼネコンなので問題ない。

法面の養生については、〇〇および張芝となり、傾斜は30度より緩やかになる。

以上が、会議での事業者および事業者代理人からの説明の回答における概要でございます。

但し、その中では、住民説明会の計画書も添付されておりまして、市と住民説明会を実施する範囲や方法についての協議を行い、住民説明会の結果について報告する。

地元区長と開発方法や環境保全上の留意点について、具体的に協議を行う。住民からの質問や意見要望について事業計画に反映する。となっているものの、いずれも履行の確認ができておりません。

このような回答および状況であります。この事業については、千葉県への申請となりますが、特定事業許可申請、土砂の埋立に関する申請があり、令和3年9月13日付において、不許可となっております。

これは、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例に基づく本事業の申請を、香取地域振興事務所に提出するにあたり、必要な他法令の行政手続きのうち、農地法の手続きについて、香取農業事務所より、千葉県の農地法の解釈に基づいた農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請をするよう行政指導を受けておりましたが、事業者代理人は、農地法の解釈を千葉県が独自に定めることは、不当であると主張し、行政指導には従わない意思を示しておりました。

また、香取地域振興事務所においても、事業者代理人および事業者への農地転用許可申請をする意思の有無について確認したところ、申請しない意思を示しました。

これらのところから、必要な他法令の行政手続きを執ることを考慮しない土砂等の埋立等に着手する計画は、社会通念上、当然認められないとされたものです。なお、このことについては、令和3年12月16日に再申請があったということでもあります。

次に、農地法関連といたしましては、土砂等の利用における農地造成については、農振農用地や第1種農地の場合、市町村長の意見書が必要であります。

市町村長の意見については、別添のとおりとなっております。

また、令和3年4月7日総会における3条許可申請時の事前審査会報告においては、事業者が〇〇の経営主体としての経験が未熟と感じ、かつ農地を借り入れての経営は初めてであるため、注意深く経過観察する必要があるとの報告があったところです。

なお、申請書添付書類における、土砂等発生元証明書の添付はございません。

次に、整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

このうち、整理番号1番については現地調査を行い、整理番号2番については、書類および写真により審査を行いました。

整理番号1番については、書類および現地確認をいたしました。

事務局から説明のあったとおり、関係地区からの住民説明会開催要望にもかかわらず拒否していること。現地確認を行ったところ、市水道取水井戸があり、水質における住民の大変な不安について、危惧を持ちました。

また、申請地の下部における谷津田については、現在休耕とはなっているものの上流部には、ため池がありますがその谷津田上流部の起点の、ため池側からは、常に流水があります。

事業計画書を見ますと、埋立高は覆土を含め幅1.5mほどの小段が設けられているものの、最大で9mにもなっており、昨今の頻繁な豪雨による土砂崩れ、土石流等の災害を鑑みると、下部谷津田に建設発生土が流出・崩落した場合、特に、大雨による満水となった時のため池からの流水について、遮断してしまうことが予想され、最下流部に位置する農地・住宅への影響が心配されます。

さらに、申請地に接する道路には、市民の生活用水を汲み上げている井戸から、浄水場へつながる水道導水管が埋設されているとのことであり、その道路に土砂が崩落した場合の復旧責任についても、はなはだ疑問があるところであります。

このような背景および谷津田の下流部には、集落や農地があることから、本計画においては、申請農地のみで判断することなく、周辺流域の状況もあわせて考えるべきであると思われれます。

また、申請地は、埋立しなければ営農は成り立たないとは思われず、提出のあった土地利用計画平面図を見る限りでは、これは山林部分（○○○○○で公簿上面積は、○○○○㎡）も含まれることになっておりますが、実測で8,997.25㎡に対する○○○面積は7,329.65㎡の計画となっており、概ね20%ほど耕作面積が減少するように見受けられます。

なお、申請地および山林の合計公簿面積は、9,418㎡であります。

このようなことから、審査基準の趣旨を鑑みると、いささか差が大きいと感じられます。

加えて、一時転用とはいえ、造成そのものは恒久転用と同じ効果を持ち、農振農用地への埋立であることから、事業の妥当性等について、特に慎重に検討すべきとの意見がありまし

た。

また、〇〇用地として、他の土地での代替の可能性は、あるのではないかと意見もありました。

事業遂行にあたっては、工事にともなって破損等生じた場合ではありますが、起こった場合には、事業者責任において対応するとのことである、との事業者側からの回答があったと、事務局からの説明があったところですが、農地法第3条許可申請当時の事前審査会においては、〇〇経営の状況把握のため、その状況がわかる参考書類の提供を求めましたが、簡潔に申し上げますと、事業者は〇〇で事業を始めて間もないため、収入はあまりないとのことで、税務署に提出する農業の収支内訳書についての提供は、なかったとのことであります。

〇〇〇の〇〇経営を始めて数年とのことなので、経営の収支状況については、必ずしも満足のいく形ではない場合もある、という考え方も、あろうかと思いますが先に述べましたように申請地付近における状況もあわせて考慮した場合、造成行為そのものについての資金調達計画は0円とは、なっているものの造成後の対処能力についても、やはり検討するに値するのではないかと思わざるを得ません。

農地法第4条第6項第3号では、転用を行うために必要な資力および信用があると認められることが、農地転用の判断基準の一つとなっており、必要な資金の調達の見込みがなければ、目的実現の可能性はないと考えなければならないことから、預貯金残高証明書や金融機関からの融資証明により計画内容の妥当性が判断をするものですが、今回の造成における資金調達計画が0円とはいえ、破損対応においても生活用水の水質異変対応においても、その対応力や資金力は乏しいものと判断いたしました。あわせて、それらの共同責任を負うものである土地所有者においても、そのような対応能力については、疑問を持たざるをえないと思慮されました。

以上、総合的に検討してまいりましたが、疑義が生じ、不許可相当との意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、整理番号2番については、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当との意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、13番 鵜澤幹司委員。

の経験が未熟と感じ、かつ農地を借り入れての経営は初めてであるため、注意深く経過観察する必要があるとの報告が当時あったことについては、不安定さが印象に残る中での許可であったと感じ、今後の農地造成後の継続的利用の確保については、認めることは時期尚早ではないかと感じたところであります。そのため、申請地については、まず現状にて営農を行っていくことが、事業者である土地賃借人にとっても、土地所有者にとっても最良の方策ではないかと推察します。

また、令和3年1月13日に、事業者、事業者代理人、市、県、関係機関で農地法第3条の申請に向けた面接を行っております。その中で、土砂の量については、10,000 m³くらいの建設残土は入れる計画はしています。という発言を何度かされていたと記憶にありますが、今回の申請内容を見ますと35,414 m³、埋立高は覆土を含め最大9mとなっており、面接当時は概算概略なのかもしれませんが、大変驚いたところであります。

次に、申請における資金計画については、自立した〇〇経営について不安定さが印象に残る中で、〇〇〇造成にかかる資金については0円となっておりますが、転用行為が終わったら終わりではありません。造成後の管理については、事業者や土地所有者が、この先ずっと負っていくものであり、飲料水に用いられている井戸水の水質の不安、水道導水管の問題、災害発生時のため池からの流水に支障はないか、班長報告にもありましたが、最下流部における農地住宅への影響が心配な点等、農地法やそれ以外の様々な問題点が浮かび上がり、また疑問を抱かざるを得なく、不許可相当が妥当との結論に達しました。

以上で、終わります。

議長 次に、整理番号2番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇より〇の方角〇〇mにある〇〇の交差点より〇〇〇〇〇方面に約〇km行った所を〇〇し、そこから〇〇m先になります。

本件は、申請人は申請地の隣接地に住み農業を営んでおりますが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、現況のまま支柱が固定できるため、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となります。

また、申請地は隣接する農地より低いので土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入りますが、整理番号1番については、班長・担当委員より、申請内容に疑義があるとの説明・報告等がありました。

そこで、整理いたします。

まず、整理番号2番について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号2番については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

次に、整理番号1番について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、採決に入りますが、第4号議案、整理番号1番については、事務局・事前審査会班長・担当委員から、それぞれ説明・報告等がありました。本案件における背景について、整理いたします。

まず、コロナ禍ではあるものの、住民説明会開催については、国からも不要不急の外出は自粛するよう求められているとのことから、できないとの事業者側からの回答であったとのことですが、不要ということについては、いささか疑問の余地があり、地域住民に対しての丁寧な説明責任がまったく果たされていないため、本事業に対する地区による反対表明がなされているということ。

現地においては、ライフラインである市水道の水源地であること、水道導水管の問題や、昨今、豪雨が頻繁にあるが建設発生土の下部谷津田への流出・崩落による、ため池からの流水遮断の恐れなど、住民は生活環境上、大変な不安感をもっていることと。

次に、転用事業遂行にあたっては、皆様よくご存じのとおり、昨今、埋立行為については、大変注目が集まっている行為であります。本件については、工事にともなって破損等が生じた場合、また起こった場合には、事業者責任において対応するとのことですが、転用行為を行うのに必要な事業者の資力等についてみる限り、破損対応、災害対応、水質異変対応、いずれにおいても、その対応力や資金力には疑義が生じること。あわせて、それらの共同責任を負うものである、土地所有者においても、そのような対応能力については、同様なものではないかと推察されること。なお、これらについては、工事完了後においても同様なものと思慮されること。

さらに、農地転用許可申請については、千葉県行政指導は不当であると主張し、申請者代理人および申請者は、申請しない意思を表明していたこと。

このような背景や状況に、あった、あるいは、あるものと思われま。

したがって、議案第4号 整理番号1番は、農地法第4条第6項第4号に抵触するものと考えられ、そのほか、法の趣旨を著しく逸脱した解釈論を行ってきた経過や、これまでの報告・意見等を含め、総合的に判断した結果、不許可相当とし、重大な懸念事項を含むものとして、討議・質疑された案件であることから、「審議にあたっては、申請地周辺の状況もあわせて考慮のうえ、慎重に審議されるよう」意見を附し、議事録の写しを添付して進達することに決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号1番については、不許可相当とし、重大な懸念事項を含むものとして、討議・質疑された案件であることから、「審議にあたっては、申請地周辺の状況もあわせて考慮のうえ、慎重に審議されるよう」意見を附し、議事録の写しを添付して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る

意見について審議を求める。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、7ページから8ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、2番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号3番、5番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は、いずれも使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号4番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号6番、転用目的は、駐車場用地の一時転用で、権利の内容は許可時譲渡人死亡による相続人との新たな賃借権設定です。申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Dに推定されます。

なお、議案第3号整理番号1番と関連案件となります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、それを〇〇〇〇〇〇〇、

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは9ページから57ページで、整理番号は1番から113番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上113件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは58ページから78ページで、整理番号は1番から32番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、32件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号1番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号1番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第7号 整理番号17番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号17番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号17番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第7号の整理番号1番、17番を除く30件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号の整理番号1番、17番を除く30件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号の整理番号1番、17番を除く30件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、1件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、72件です。

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、3件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時 9分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長 _____

署 名 人 _____

署 名 人 _____